

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・指定相当通所型サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、移動や排泄の介護、機能訓練、生活指導その他の援助を行う。 2. 要支援者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。 3. 関係市町村、地域包括センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	区分	
	常勤	非常勤
管理者(生活相談員・介護職員兼務)	1名	名
生活相談員(介護職員兼務)	1名	1名
介護職員(兼務2名)	4名	4名
看護職員(機能訓練指導員兼務)	名	8名
機能訓練指導員	名	2名

5. 設備の概要

定員(午前22名・午後22名)	22人/2単位	相談室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	浴室	無
静養室	1室	送迎車	3台

6. 営業時間

営業日	月・火・水・木・金 曜日 12/31～1/3までを除く
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	午前9:00～12:00 ・ 午後1:30～4:30

7. 事業の実施地域

実施地域	田辺市(旧)、上富田町、白浜町、みなべ町
------	----------------------